大阪府指令健第○○○号

大阪府大阪市中央区大手前3丁目1番10号 公益財団法人大阪国際がん治療財団 大阪重粒子線センター

○○○○年○月○日付けで申請のあった小児がん患者重粒子治療助成事業補助金は、大阪府補助金交付規則(昭和 45 年大阪府規則第 85 号)及び小児がん患者重粒子線治療助成事業実施要綱の規定に基づき、下記のとおり決定します。

○○○○年○月○日

大阪府知事 〇〇〇

記

- 1 補助金交付決定額 金〇〇〇円
- 2 この補助金の対象となる事業、その内容及びこれに要する経費の配分は、交付申請書記載のとおりとする。
- 3 補助金の交付条件
 - (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合、速やかに知事の承認を受けること。
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (3)補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後10年間保管しておかなければならない。
 - (4)補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。